

○財務省告示第百六十八号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成二十七年四月十五日に発行した利付国債の発  
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十七年五月十三日  
財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号  
利付国庫債券（二年）（第三百五  
十一回）

二 発行の根拠  
財政運営に必要な財源の確保を  
図るための公債の発行の特例に  
関する法律（平成二十四年法律  
第一百一号）第二条第一項及び特  
別会計に関する法律（平成十九  
年法律第二十三号）第四十六条  
第一項

三 振替法の適  
用等  
社債、株式等の振替に関する法  
律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。）の規定

四 発行方法  
の適用を受けるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。  
価格を競争に付して行われる入  
札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）、価格競  
争入札と同時に行われる入札で  
あって、価格競争入札において  
定められた利率をその利率とし、  
価格競争入札において募集  
の決定を受けた各申込みの応募  
価格を募入額により加重平均し  
て得られる価格をその発行価格

五

方募

入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 札 非 入 価 法 入  
 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 発 競 札 格 決  
 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 行 争 発 競 定  
 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 入 行 争 の

込 募 各 割 各 当 も 各  
 み 限 国 り 申 て の 申  
 の 度 債 当 込 る か 込  
 応 額 市 て み 。 ら み  
 募 の 場 の の そ の う  
 額 範 特 。 応 ち ち  
 を 囲 別 募 額 募 額  
 割 内 参 額 を 案 分 次 割  
 り に 加 者 分 に よ り  
 当 お 者 分 に よ り  
 て い 者 分 に よ り  
 る て の の 各 申  
 。 各 申

争 市 る 参 て し び 価 一 を 場 で 競 競 と  
 入 場 も 加 ` た 価 国 一 を 場 で 競 競 と  
 札 特 の 者 財 後 格 債 定 特 あ 争 争 入  
 発 別 に 者 務 に 競 争 市 め 別 っ 入 入 入  
 行 一 加 る 大 行 争 入 場 も 加 、 と 札 札 の  
 一 者 発 臣 が 入 札 特 の 者 財 同 行 一 による  
 と 行 行 募 限 各 札 行 参 によ り 務 時 に行 いう 発行 (以下  
 いう ) 第 II 以下 国 債 市 場 特 別 行 一 以下 非  
 格 競 格 債 競 入 札 行 一 とい う 。 ) 及 非





十 十  
三 二

初 利 入 価 ・ 別 債  
期 札 格 第 参 市  
利 発 競 II 加 場  
子 率 行 争 非 者 特

十  
四

後 第  
の 二  
利 期  
子 以

十 十  
五 六

償 償  
還 還  
金 金  
額 限

十 十  
七 六

元 利  
支 支  
所 額

十  
八

入 札  
場 参  
加

十  
九

払 者  
込 期  
日

年 ○ ・ 一 パーセント  
平成二十七年十月十五日を  
期とし、次の算式により算  
た金額を支払う。ただし、  
期が銀行休業日に当たるとき  
は、その翌営業日に支払う  
は、その翌営業日に支払う  
下、次号及び第十五号にお  
規定する期日について同じ  
額面金額  $\times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$

$$\text{額面金額} \times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年四月十五日及び十月  
を、支払期とし、各支払  
て、その日以前六月間に  
利子を支払う。六月間に  
平成二十九年四月十五日  
日額金二百五十円

日本銀行  
日額金二百五十円

財務大臣から通知を受けた者

平成二十七年四月十五日